

## 千葉県道路敷地寄付受納要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、法令その他別に定めるもののほか、道路敷地として私有地の寄付を受納する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(道路の定義)

第2条 この要綱において「道路」とは、次の各号の一に該当するものをいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する道路であって、市が管理しているもの
- (2) 法定外道路（千葉県法定外道路条例（平成17年千葉県条例第19号）第2条に規定する道をいう。）
- (3) 前2号に該当するもの以外の一般交通の用に供する道で、市が所有権に基づき管理しているもの

(私有地の状況)

第3条 道路敷地として寄付を受納する私有地は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- (1) 法第18条第1項の規定による道路の区域内にある私有地
- (2) 道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「構造令」という。）で定める基準を満たさない道路について、構造令で定める基準を満たすために必要となる私有地
- (3) 千葉市市道路線認定要綱第3条第2項の規定を満たしていない道路において、同項第2号の規定を満たす転回広場を設置するために必要な私有地
- (4) 道路と道とが同一平面で接続する箇所において、安全確保のために必要なすみ切りの用地である私有地
- (5) 道路に隣接し、道路と一体となって一般交通の用に供する私有地
- (6) 寄付を受納することにより千葉市市道路線認定要綱で定める市道路線認定基準を満たす路線を構成する私有地

2 寄付の目的である私有地には、道路となる物件以外の物件が存在し

ていてはならない。ただし、当該物件が法第20条第1項の規定による他の工作物又は法第32条第1項の規定による道路の占用の許可が受けられる物件である場合については、この限りでない。

(私有地等の権利関係)

第4条 寄付の目的である私有地は、法第18条第1項の規定による道路の区域又は市が安定的な権原を取得している道路敷地に接していなければならない。

2 寄付の目的である私有地及び当該私有地内の物件は、寄付を受納した後において、市の所有権以外の物権が設定されているもの又は設定されうるものであってはならず、かつ、債権の目的物となっているものであってはならない。ただし、当該物件が法第20条第1項の規定による他の工作物又は法第32条第1項の規定による道路の占用の許可が受けられる物件である場合については、この限りでない。

3 寄付の目的である私有地とその隣接地との境界には、境界標が設置されていなければならない。

4 前項の境界標については、現地復元可能な図面が作成されていなければならない。

5 寄付の目的である不動産の登記は、真の権利関係と一致していなくてはならない。ただし、当該不動産の登記が真の権利関係と一致していない場合において、それを一致させる登記の手続きを行うために必要な書類がすべて市長へ提出される場合にはこの限りでない。

(寄付受納要望)

第5条 私有地の所有者は、自己の所有地を道路敷地として寄付しようとする場合、寄付を申請する前に寄付受納要望地の調査確認を申し込むものとする。

2 前項の寄付受納要望地の調査確認の申込みは、道路敷地寄付受納要望書(様式第1号)により原則として次に掲げる書類を添えて申し込むものとする。

(1) 案内図

(2) 公図写し

(3) 測量実測図

- (4) 道路敷地となる私有地調書（様式第2号）
- (5) 道路占用物件等調書（様式第3号）及び占用物件等表示図
- (6) 土地全部登記事項証明書

3 市長は、前項の要望書を受けた場合においては、申込みに係る私有地及び当該私有地内の物件が前2条に掲げた規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果を道路敷地寄付受納要望について（回答）（様式第4号）により当該申込者に通知しなければならない。

（寄付申請）

第6条 寄付の申請は、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

- (1) 寄付の目的である私有地が第3条第1項に該当するものである場合
- (2) 寄付の目的である私有地及び当該私有地内の物件が前条第3項による通知書により通知した寄付受納の要件を満たすものである場合

2 前項の寄付の申請は、寄付の目的である私有地及び当該私有地内の物件の所有者が寄付申請書（様式第5号）により原則として次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 案内図
- (2) 公図写し
- (3) 測量実測図
- (4) 道路敷地となる私有地調書（様式第2号）
- (5) 道路占用物件等調書（様式第3号）及び占用物件等表示図
- (6) 土地全部登記事項証明書
- (7) 所有権の移転その他の登記手続きを行うために必要な書類（費用負担）

第7条 第3条第1項第1号から同条第4号までのいずれかの規定に該当するものとして寄付を受ける道路敷地について、測量又は整備の必要があるときは、市は、予算の範囲内において、その費用の一部又は全部を負担することができる。

2 第3条第1項第5号又は同項第6号の規定に該当するものとして

寄付を受ける道路敷地について、測量又は整備の必要があるときは、申請人がその費用を負担するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、市は、予算の範囲内において、その費用の一部又は全部を負担することができる。

3 前2項の規定による以外の費用は、申請人の負担とする。

(不適用規定)

第8条 第3条第2項、第4条及び第5条の規定は、第3条第1項第1号の規定に該当する私有地については、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。